

令和7年度ふれあいの道路愛護事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この事業は、「地域の道路はまず地域できれいに」という考えのもと、県が管理する道路の維持管理に積極的に取り組む団体に対し、県は必要な支援、負担を行うことにより多くの住民参画を促しながら、地域の状況や意向などを的確に把握し、地域と県の協働による道路の維持管理を目指し、道路の維持管理に対する住民満足度の向上及び魅力あふれる道路空間の創出を図ることを目的とする。

(住民参画可能な道路の維持管理)

第2条 この事業で、団体が行う道路の維持管理とは、県が管理する道路に係る簡易な活動で概ね以下のとおりとする。

- (1) 空き缶、空き瓶、紙くず、吸殻、落ち葉等の清掃、側溝の清掃
- (2) 除草（人力によるもの）
- (3) 草刈（機械によるもの）
- (4) 樹木の剪定
- (5) 歩道の除排雪（機械によるもの）
- (6) 上記（1）～（4）に付随して行う、花壇及び植樹柵等の植栽
- (7) 上記（1）～（4）に付随して行う、道路の破損等に関する情報提供
- (8) その他道路維持清掃に関する軽易な作業

(団体の役割)

第3条 この事業に参加する団体は、「マイロードサポーター」として県と協定を締結し、その活動区間において、主体的に道路の維持管理を行い、県と協働して道路を常に清潔で良好な状態に保つよう努めるものとする。

(県の役割)

第4条 県は、団体と協定を締結し、協働して道路の維持管理を行う団体に対して以下の支援等を行うものとする。

- (1) 活動負担金の交付
 - (2) 表示板の設置
 - (3) 活動状況に関する県民へのPR
- 2 県は、市町村と連携して公民協働による道路の維持管理の必要性についての普及啓発に努めるとともに、団体や地域における当該事業その他道路の維持管理に対する意見の把握に努めるものとする。
- 3 県は、団体から道路の破損等に関する情報提供があった場合は、現地確認等により状況を把握し、一般交通に支障を及ぼさないようにするものとする。
- 4 県は、団体の道路の維持管理がより円滑になるよう関係機関と連絡調整を行うものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、団体にとって最も身近な窓口として、その道路の維持管理を円滑に進められるよう以下の支援、協力を行うものとする。

- (1) 県と団体との連絡調整
- (2) 団体がその道路の維持管理により収集したごみの処分の円滑化のための関係機関との連絡調整

第2章 協定締結

(参加申請)

第6条 「マイロードサポーター」として県と協定を締結して維持管理活動を行おうとする団体は、参加申込書(様式1)を別に指定する日まで、活動区間を管理する総合支庁建設部(次)長(以下「建設部(次)長」という。)に2部提出するものとする。

2 前項の参加申込書を提出する際には、以下の書類を添付するものとする。

- (1) 活動区域を示した地図
- (2) 活動予算書(様式2)
- (3) 誓約書(様式6)
- (4) 口座振込申出書(様式7)
- (5) 団体の代表者名義の通帳の写し

(団体の決定と協定書の締結)

第7条 建設部(次)長は、前条で申請のあった団体が以下の要件を満たし、第1条の目的を達成できると認められる場合は、提出のあった参加申込書に押印し、1部を団体に返送するものとする。

- (1) 第2条(1)から(5)に定める維持管理活動を少なくとも一つ実施すると見込まれること。
- (2) 前号の活動(歩道の除排雪を除く)について、年間を通して実施することが見込まれること。
- (3) 団体等が今後とも自主的、継続的に取り組んでいくと認められること。
- (4) 申請しようとする団体等が、以下の①～⑦のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
 - ③ 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員等であるもの
 - ④ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - ⑤ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - ⑦ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(活動計画)

第8条 団体及び県は、前条に基づく協定を締結したときは、活動区間における互いの役割を確認し、協働がより効果的になされるよう努めるものとする。

(登録の解除)

第9条 次の場合、建設部(次)長は当事業への登録を解除できるものとする。

- (1) 参加者自ら事業への参加を辞退したとき
- (2) 参加者としてふさわしくないと認められるとき
- (3) この要綱の規定義務を果たしていないと認められるとき
- (4) 道路の維持管理上支障となるとき

第3章 負担金の決定、交付

(県の負担の決定)

第10条 第7条により協定を締結した場合、県は団体に対し第4条に定める活動負担金を交付するものとし、活動負担金の額は、建設部（次）長が予算の範囲内で決定するものとする。

2 建設部（次）長は、前項における負担金の決定を行なった場合は、第7条に定める協定書の通知とあわせ、団体に通知（様式3）するものとする。

(活動負担金の支払い等)

第11条 建設部（次）長は、前条で決定した活動負担金について、決定通知後すみやかに団体の指定する口座に支払うものとする。

2 建設部（次）長は、前項で支払った負担金額に過払額が生じた場合には、すみやかに団体に通知し、返納させるものとする。

第4章 その他の支援

(表示板の設置)

第12条 第4条第1項（2）の表示板の設置は、建設部（次）長が団体の意向等を勘案し決定するものとする。

(活動状況のPR)

第13条 県は、団体の維持管理活動の広報に努めるものとする。

第5章 状況把握、活動報告

(実施状況確認)

第14条 建設部（次）長は、団体の活動開始及び団体の活動期間中の道路維持管理が適切に行われているか確認を行うものとする。

(地域の状況や意見の把握)

第15条 建設部（次）長は、地域の状況や意見を把握するため、市町村と連携し、道路維持管理に対する要望等の聞き取りに努めるものとする。

(活動報告)

第16条 団体は、道路の維持管理の終了後、以下の書類を速やかに建設部（次）長あてに提出するものとする。

(1) 活動報告書（様式4-1又は4-2）

(2) 活動状況写真

2 建設部（次）長は、団体、市町村と活動報告会等を行うものとする。

第6章 団体等の活動中の留意点

(活動の安全)

第17条 団体は道路の維持管理を行うに当たっては、その活動に係る傷害保険に加入するものとし、法令を守り、安全に十分注意して行うものとする。

(事故等の連絡)

第18条 万一、作業中に事故が起きた場合は、直ちに事故報告書（様式5）を建設部（次）長に提出するものとする。

(実施上の注意)

第19条 団体等の構成員が小中学生である場合、活動は小中学生のみで行わず、必ず保護者等も参加するものとする。

(植栽の基準)

第 20 条 植栽を行う団体は、以下の基準を遵守し作業を行うものとする。

- (1) 花壇及び植樹柵等の高さをこえて土を入れないこと。
- (2) 植栽できる草花は、路面等からの高さが概ね 80 cm (交通島にあつては概ね 30 cm) までとし、花壇及び植樹柵等の区画をこえて繁茂するなどにより通行の支障とならないものとする。

第 7 章 その他

(県土整備部長への報告)

第 21 条 建設部(次)長は、第 7 条の協定締結、第 10 条の決定、第 16 条の活動報告、第 18 条に定められている団体からの報告を受けた場合は、その内容を取りまとめ県土整備部長に報告するものとする。

(植栽活動の取扱い)

第 22 条 県との協定により第 2 条(6)の植栽活動を行う団体については、「県が管理する道路における草花植栽の取扱いについて(平成 10 年 3 月 5 日道維第 587 号)」(別紙) 5 (2)において定める植栽届及び終了届の提出を要しない。

(その他)

第 23 条 その他、この要綱に定めのないことについては、建設部(次)長の指示に従うこととする。

(臨港道路)

第 24 条 臨港道路については、この要綱の規定の例によることができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

ふれあいの道路愛護事業 マイロードサポーター参加申込書

令和 年 月 日

総合支庁建設部（次）長 殿

私達は、マイロードサポーターとして協定を締結したいので、ふれあいの道路愛護事業実施要綱第6条に基づき申請します。

(ふりがな) 団体名	団体種別	●団体種別をチェック (☑) してください。	
		□自治会・法人・その他 □企業 □学校	
代表者氏名	印	代表者住所	〒
主な連絡者名 及び連絡先	氏名：	電話番号：	
活動人数	●実際に活動する人数をご記入ください。(活動に従事する方は傷害保険への加入が必要です)		
	・活動人数 計 _____ 人		
活動内容	●今年度行う活動項目をチェック (☑) してください。(1～5のいずれか1つ以上)		
	□1	清掃	空き缶、空き瓶、紙くず、吸殻、落ち葉等の清掃、側溝の清掃 など
	□2	除草	人力による草むしり など
	□3	草刈	機械による草刈り など
	□4	剪定	街路樹、支障木の枝落とし など
	□5	除雪	機械による歩道の除排雪 (冬期間)
	●上記1～4の活動のほか、以下の活動を行う場合は項目をチェック (☑) してください。		
□6	植栽	花壇、植樹柵等の植栽	
□7	情報提供	道路の破損等 (路面の陥没、側溝蓋の破損、照明灯の故障など) の情報提供	
活動回数	●上記1～4及び6の活動時期と年間活動回数をご記入ください。		
	活動時期	活動回数	活動内容 (○で囲む)
	___月～___月	___回	1 清掃 2 除草 3 草刈 4 剪定 5 除雪 6 植栽
活動箇所	路線名	一般国道： _____ 号	
		県道： _____ 線	
	活動区間	_____ 市・町・村 _____ 市・町・村 _____ まで	
	活動区間の距離	●上記1～4の活動を行う区間の距離をご記入ください。	
		(清掃、除草、草刈、剪定の活動区間) _____ m	
	●上記5の活動を行う区間の距離をご記入ください。		
	(歩道の除排雪の活動区間) _____ m		
今年度の活動目標	●今年度の活動目標や抱負等をご記入ください。		
その他必要書類	●参加申込書(2部)に以下の書類を添付して提出してください。		
	①住宅地図 (活動区間が分かるように色染めしたもの) ②活動予算書 (様式2) ③団体の概要が分かる資料 (新規申込団体のみ) ④誓約書 (様式6) ⑤口座振込申出書 (様式7) ⑥団体の代表者名義の通帳の写し (代表者と通帳の名義が異なる場合委任状が必要です。)		

貴団体は、ふれあいの道路愛護事業実施要綱第7条に定める要件を満たすと認められるので、マイロードサポーターとして協定を締結します。作業にあたっては、協定事項を遵守して活動してください。

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 印

道路の維持管理を行う上での協定事項

(目的)

第1条 この事業は、「地域の道路はまず地域できれいに」という考えのもと、県が管理する道路の維持管理に積極的に取り組む団体に対し、県は必要な支援、負担を行うことにより多くの住民参画を促しながら、地域の状況や意向などを的確に把握し、地域と県の協働による道路の維持管理を目指し、道路の維持管理に対する住民満足度の向上及び魅力あふれる道路空間の創出を図ることを目的とする。

(団体の役割)

第2条 この事業に参加する団体は、「マイロードサポーター」として県と協定を締結し、その活動区間において主体的に道路の維持管理を行い、県と協働して道路を常に清潔で良好な状態に保つよう努めるものとする。

第3条 団体は、以下のとおり道路の維持管理を行うものとする。

- (1) 清掃、側溝の清掃、除草（人力によるもの）、草刈（機械によるもの）、樹木の剪定、歩道の除排雪（機械によるもの）の少なくとも一つ実施すること。
- (2) 前号の活動（歩道の除排雪を除く）について原則年間を通して実施すること。
- (3) 今後とも自主的、継続的に取り組んでいくこと。

(県の役割)

第4条 県は、団体と協定を締結し、協働して道路の維持管理を行う団体に対して必要な支援を行うものとする。

- (1) 活動負担金の交付
- (2) 表示板の設置
- (3) 活動状況に関する県民へのPR

2 県は、市町村と連携して公民協働による道路の維持管理の必要性についての普及啓発に努めるとともに、団体や地域における当該事業その他道路の維持管理に対する意見の把握に努めるものとする。

3 県は、団体から道路の破損等に関する情報提供があった場合は、現地確認等により状況を把握し、一般交通に支障を及ぼさないようにするものとする。

4 県は、団体の道路の維持管理がより円滑になるよう関係機関と連絡調整を行うものとする。

(具体的支援)

第5条 前条の活動負担金の額は、建設部（次）長が別途通知する。

2 前条の表示板の設置は、建設部（次）長が団体の意向等を勘案し決定するものとする。

(活動計画)

第6条 団体及び県は、第4条に基づく協定を締結したときは、活動区間における互いの役割を確認し、協働がより効果的になされるよう努めるものとする。

(登録の解除)

第7条 次の場合、建設部（次）長は当事業への登録を解除できるものとする。

- (1) 参加者自ら事業への参加を辞退したとき
- (2) 参加者としてふさわしくないと認められるとき
- (3) この事業における規定義務を果たしていないと認められるとき
- (4) 道路の維持管理上支障となるとき

(活動の安全)

第8条 団体は道路の維持管理を行うに当たっては、その活動に係る傷害保険に加入するものとし、法令を守り、安全に十分注意して行うものとする。

(事故等の連絡)

第9条 万一、作業中に事故が起きた場合は、直ちに事故報告書（様式5）を建設部（次）長に提出するものとする。

(実施上の注意)

第10条 団体等の構成員が小中学生である場合、活動は小中学生のみで行わず、必ず保護者等も参加するものとする。

(活動の報告)

第11条 団体は、道路の維持管理の終了後、以下の書類を速やかに建設部（次）長あて提出するものとする。

- (1) 活動報告書（様式4-1又は4-2）
- (2) 活動状況写真

令和 7 年度 活動予算書

(単位：円)

収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
※負担金の項目は必ず設けること。 県負担金	円		
収入計	円	支出計	円

収入計と支出計は一致すること。

文 書 番 号
年 月 日

団体名
代表者名

山形県知事 吉 村 美栄子

令和7年度ふれあいの道路愛護事業における
マイロードサポーター活動負担金の決定について

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

金 円

令和7年度 活動報告書

団体名 _____

代表者氏名 _____

(1) 活動状況 (活動状況が分かる写真を添付してください)

(写真は県ホームページ等に掲載させていただく場合があります)

活動日	活動人数	活 動 状 況
月 日	人	
月 日	人	
月 日	人	
月 日	人	
月 日	人	
活動を通じての感想 (活動を廃止する場合は、その理由等)		
※ 自由記入欄 (今後の当事業の参考とさせていただきます)		

行が不足する場合は適宜、別紙等を添付してください。

(2) 活動経費内訳

(単位：円)

収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
※負担金の項目は必ず設けること。			
県負担金	円		
収入計	円	支出計	円

収入計と支出計は一致すること。

令和 7 年度 活動報告書
(山形県建設工事等入札参加希望者用)

団 体 名 _____
 (構成企業) ※¹ _____
 代表者氏名 _____

(1) 活動状況 (活動状況が分かる写真を添付してください)
 (写真は県ホームページ等に掲載させていただく場合があります)

活動日	企業名称※ ²	活動人数※ ²	活 動 状 況
月 日		人	
月 日		人	
月 日		人	
月 日		人	
月 日		人	
活動を通じての感想 (活動を廃止する場合は、その理由等)			
※ 自由記入欄 (今後の当事業の参考とさせていただきます)			

行が不足する場合は適宜、別紙等を添付してください。

(2) 活動経費内訳

(単位：円)

収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
※負担金の項目は必ず設けること。			
県負担金	円		
収入計	円	支出計	円

収入計と支出計は一致すること。

(記入上の注意)

- ※1 …団体名と企業名が一致しない場合又は複数企業で構成される団体である場合は記入すること。
 ※2 …複数企業で構成される団体の場合、活動日ごとに企業ごとの活動人数を記載すること。

事故発生報告書

_____総合支庁建設部長 殿

1 受傷者 住 所 _____
氏 名 _____ 年齢 _____ 才
電話番号 _____

2 事故発生日時 _____ 年 月 日 午前・午後 _____ 時 分頃

3 事故発生場所 _____ 市・町・村 _____

4 事故発生原因、状況など

.....
.....
.....
.....

5 被害の程度・損害額など

.....
.....

上記事故報告は、事実に相違ないことを証明します。

年 月 日

団体名 _____
代表者 氏 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

誓 約 書

私は、暴力団排除措置の対象者でないこと等について、下記のとおり誓約します。
また、申請に際し、ふれあいの道路愛護事業の制度上の規制等全てを承知したうえ「マイロードサポーター」として参加いたしますので、後日これらの事柄について山形県に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

なお、事業参加資格の確認のため、山形県が山形県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当する者ではありません。
 - （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - （2）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用している者
 - （3）暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - （4）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （5）暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者
- 2 前記1（1）から（5）のいずれかに該当する者の依頼を受けて参加しようとする者ではありません。

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地 _____
氏名又は名称 _____
及び代表者氏名 _____

口座振込申出書

山形県知事 吉村 美栄子 殿

活動負担金は、下記の口座に振り込むよう依頼します。

団体名
住 所
代表者名

記

振込先 (写しを提出した通帳と同じ口座を記載してください)

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店 支所 出張所																					
(フリガナ) ※カタカナで記入	フリガナ：																						
口座名義人																							
(口座種別) ※該当する種別に○	口座種別： 普通 ・ 当座 ・ その他																						
口座番号 ※左詰めで記入	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																						

※団体の代表者と通帳の名義人が異なる場合には、委任状の提出が必要です。
(様式任意)